



紛争解決 規程

第1節 総則

第1条〔趣旨〕

本規程は、本法人が行う紛争解決及び懲罰に関する手続及び運用について定める。

第2条〔決定権限〕

1. 紛争解決及び懲罰内容の最終的な決定権限は、代表理事に帰属する。
2. 代表理事は、本規程に従い、本法人全体の利益を考慮した上、独自の権限に基づき紛争解決及び懲罰内容を、理事会の承認を得て決定する。

第3条〔裁定委員会等への諮問前置〕

理事会は、紛争解決及び懲罰内容を承認する前提として、事前に裁定委員会または規律委員会へ諮問しなければならない。

第4条〔裁定委員会等の答申の尊重〕

理事会は、紛争解決及び懲罰内容の承認に際しては、裁定委員会または規律委員会の答申を十分に尊重しなければならない。

第2節 裁定委員会

第5条〔裁定委員会の設置〕

本法人は、①定款、Wリーグ規約及びこれに付随する諸規程（以下、併せて「本規程等」という）に対する違反行為（競技および競技会に関するものを除く）について、調査、審議および懲罰案の理事会への答申、及び②本規程等に関連する紛争の解決を所管事項とする理事会の諮問機関として、裁定委員会を設置する。

第6条〔裁定委員会の権限〕

1. 裁定委員会は、紛争解決案または懲罰案を作成し、理事会へ答申する。
2. 裁定委員会は、紛争解決案または懲罰案の作成に必要な調査を行う。

第7条〔構成〕

1. 裁定委員会は、本法人の監事1名を含む、4名以上6名以内の委員によって構成する。
2. 委員は、バスケットボールに関する経験と知識を有する者または学識経験を有する者であって、かつ、公正な判断をすることができる者のうちから、理事会の同意を得て代表理事が任命する。
3. 委員は、本法人の理事もしくは本法人の職員を兼ねることができない。

第8条〔委員長・招集・議長・議決〕

1. 裁定委員会に委員長を置く。委員長は、委員が互選する。
2. 裁定委員会は、理事会の諮問の都度委員長が招集する。
3. 裁定委員会の議長は、委員長がこれにあたる。
4. 裁定委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、また議決することができない。
5. 裁定委員会の議決は、出席した委員の過半数をもって決する。可否同数の場合は委員長の決するところによる。

第9条〔審理の非公開〕

裁定委員会における審理および記録は非公開とする。ただし、審理の公正が害されるおそれがなく、かつ、相当の理由があると認められる場合は、関係者の傍聴を許すことができる。

第10条〔議事録〕

裁定委員会の議事については、議事録を作成し、出席した委員長が署名・捺印の上これを保存する。ただし、音源ファイルとして保存している場合にはこの限りではない。

第3節 規律委員会

第11条〔規律委員会の設置〕

本法人は、本規程等に対する違反行為のうち競技および競技会に関するものについて調査、審議および懲罰案の理事会への答申を所管事項とする理事会の諮問機関として、規律委員会を設置する。

第12条〔規律委員会の権限〕

1. 規律委員会は、懲罰案を作成し、理事会へ答申する。
2. 規律委員会は、懲罰案の作成に必要な調査を行う。

第13条〔構成〕

1. 規律委員会は、本法人の専務理事1名を含む、4名以上6名以内の委員によって構成する。
2. 委員は、バスケットボールに関する経験と知識を有する者または学識経験を有する者であって、かつ、公正な判断をすることができる者のうちから、理事会の同意を得て代表理事が任命する。

第14条〔委員長・招集・議長・議決〕

1. 規律委員会に委員長を置く。委員長は、委員が互選する。
2. 規律委員会は、理事会の諮問の都度委員長が招集する。
3. 規律委員会の議長は、委員長がこれにあたる。
4. 規律委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、また議決することができない。
5. 規律委員会の議決は、出席した委員の過半数をもって決する。可否同数の場合は委員長の決する

ところによる。

第15条〔審理の非公開〕

規律委員会における審理および記録は非公開とする。ただし、審理の公正が害されるおそれがなく、かつ、相当の理由があると認められる場合は、関係者の傍聴を許すことができる。

第16条〔議事録〕

規律委員会の議事については、議事録を作成し、出席した委員長が署名・捺印の上これを保存する。ただし、音源ファイルとして保存している場合にはこの限りではない。

第4節 紛争解決手続

第17条〔趣旨〕

本節は、Wリーグ会員、およびWリーグ関係者（Wリーグ規約第2条第1項に定義される。以下同じ）に関連する次の各号の紛争についての解決手続を定める。

- (1) 契約、所属及び移籍に関する紛争
- (2) 本規程等に関連する紛争

第18条〔申立て〕

1. 紛争の解決を希望する者（以下、「申立人」という）は、代表理事に対し、次の書類を提出しなければならない。
 - (1) 裁定申立書
 - (2) 申立人の主張を裏付ける書証がある場合には、その原本または写し
 - (3) 代理人を選任する場合には、その委任状
2. 前項第1号の裁定申立書には、次の事項を記載しなければならない。
 - (1) 当事者の氏名及び住所（代理人の場合は、代理人の氏名及び住所）
 - (2) 代理人に代理させる場合には、代理人の氏名及び住所
 - (3) 裁定申立の趣旨
 - (4) 裁定申立の理由及び立証方法

第19条〔申立ての受理〕

1. 代表理事は、前条第1項の書類の内容を踏まえ、申立てを受理するか否かを決定する。
2. 申立てを受理する場合には、代表理事は、申立ての相手方に対し、その旨を通知する。通知に際しては、相手方に対し、弁明の機会を付与する旨を伝えなければならない。
3. 申立てを受理した後、代表理事は、速やかに、理事会にその旨を報告し、理事会は紛争解決につき裁定委員会へ諮問し、前条第1項の書類を裁定委員会へと送致しなければならない。

第20条〔相手方の弁明〕

1. 相手方は、申立て受理の通知を受けた日から30日以内に、裁定委員会に対し、次の書類を提出して弁明することができる。ただし、裁定委員会が口頭であることを認めるときはこの限りではない。
 - (1) 弁明書
 - (2) 弁明を裏付ける書証がある場合は、その書証の原本または写し
 - (3) 代理人により弁明を行う場合は、委任状
2. 前項第1号の弁明書には、次の事項を記載しなければならない。
 - (1) 当事者の氏名及び住所（代理人の場合は、代理人の氏名及び住所）
 - (2) 代理人に代理させる場合には、代理人の氏名及び住所
 - (3) 弁明の趣旨
 - (4) 弁明の理由及び立証方法
3. 裁定委員会は、口頭で弁明がなされた場合を除き、速やかに申立人に対し、相手方の弁明書を送付しなければならない。

第21条〔代理人〕

弁護士を除き、裁定委員会が承認した者以外の者は、申立人または相手方の代理人となることができない。

第22条〔答申書〕

裁定委員会は、申立内容につき調査・審理した上、委員会の決議を経て、次の事項を記載し、委員長が署名・押印した答申書を作成し、理事会に提出しなければならない。

- (1) 当事者の氏名及び住所
- (2) 裁定委員会の委員名
- (3) 判断の結論及びその理由
- (4) 答申書の作成年月日

第5節 懲罰手続

第23条〔調査の開始〕

1. 代表理事は、Wリーグ会員またはWリーグ関係者に、第25条・第26条に定める懲罰事由に該当する行為があった可能性を認知した場合、調査を開始する。
2. 前条の調査は、裁定委員会、規律委員会またはコンプライアンス委員会に委託することができる。
3. 調査の委託を受けた裁定委員会、規律委員会またはコンプライアンス委員会は、遅滞なく調査を開始し、調査結果を報告しなければならない。

第24条〔裁定委員会等の審議の開始〕

1. 代表理事は、前条の調査結果を踏まえ、審議の必要性があると判断した場合には、理事会にその旨を報告し、理事会は、裁定委員会または規律委員会に対し、懲罰の有無・内容について、諮問しなければならない。なお、事案に応じて代表理事は、理事会の決議を経て調査手続と審議手続を同時に裁定委員会または規律委員会に諮問することができる。
2. 諮問を受けた裁定委員会または規律委員会は、懲罰案を作成し、答申書の形で理事会へ提出しなければならない。

第25条〔法人所定の規定違反に対する懲罰〕

本法人は、Wリーグ会員またはWリーグ関係者が、本規程等に定める義務を履行しないなど本規程等に違反した場合は、懲罰を科することができる。

第26条〔その他の違反行為に対する懲罰〕

前条に定める本規程等の違反行為のほか、Wリーグ会員またはWリーグ関係者が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合には、本規程に定めるところにより懲罰を科すものとする。

- (1) 正当な理由なく本法人の指示命令に従わなかった場合
- (2) 本法人、Wリーグ会員またはWリーグ関係者の名誉または信用を毀損する行為を行った場合
- (3) 本法人またはWリーグ会員の秩序風紀を乱した場合
- (4) 刑罰法規に抵触する行為、その他社会的逸脱行為を行った場合
- (5) Wリーグ会員またはWリーグ関係者に対し、その職務に関して不正な利益を供与し、申込み、要求しまたは約束した場合
- (6) 方法の如何を問わず、試合結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為に関与した場合
- (7) その他、上記に匹敵する不相当な行為を行った場合

第27条〔懲罰の種類〕

1. Wリーグ会員に対する懲罰の種類は、次の各号のとおりとし、これらの懲罰を併科することができる。
 - (1) けん責
 - (2) 制裁金
 - (3) 勝ち数の減
 - (4) 試合の没収
 - (5) 下位リーグへの降格
 - (6) 昇格の停止
 - (7) 除名
2. Wリーグ関係者に対する懲罰の種類は、次の各号のとおりとし、これらの懲罰を併科することができる。

- (1) けん責
 - (2) 制裁金
 - (3) 出場資格等停止
 - (4) 公式試合に関わる職務の停止
 - (5) 資格停止
 - (6) 除名
3. 上記の懲罰のうち、Wリーグ会員の除名については、定款 10 条に定める手続を経なければならない。

第 28 条〔懲罰の決定〕

前条に基づく懲罰の種類および内容については、代表理事が理事会の承認を得て決定する。

第 29 条〔規律委員会開催が困難である場合の対応〕

1. 公式試合が連日開催されるなど、次の公式試合が開始される前に前条に従って懲罰を決定することが困難である場合は、次の公式試合にかかる出場停止処分については、前条の規定にかかわらず、規律委員会の審議を経ることなく代表理事が決定することができる。当該試合の出場停止以外の懲罰については、規律委員会が、その後可及的速やかに決定する。
2. 前項において、代表理事に事故あるときその他前項の決定を行うことが困難な事情がある場合は、予め規律委員会が定めた順序により、その他の規律委員が懲罰を決定する。

第 30 条〔両罰規定〕

Wリーグ会員に所属するWリーグ関係者が違反行為を行った場合には、違反行為を行った本人に対して懲罰を科すほか、本人が帰属するWリーグ会員に対しても懲罰を科すことができる。ただし、当該Wリーグ会員に過失がなかったときは、この限りではない。

第 31 条〔酌量減輕〕

第 25 条・第 26 条に定める懲罰事由に該当する行為が行われた場合においても、その情状において酌量すべき事情があるときは、その懲罰を軽減することができる。

第 32 条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の承認によりこれを行う。

- 【 制定 】 平成 27 年 4 月 1 日
- 【 改定 】 平成 30 年 2 月 1 日
- 【 改定 】 令和 4 年 10 月 6 日
- 【 改定 】 令和 6 年 1 月 18 日